



市議 布瀬めぐみ



市議 吉田 なな

12月の一般質問より

食品ロスとは、まだ食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食べ物のことです。食べ物を大切にすることは、ゴミを減らすだけでなく、環境を守ることに繋がります。
大和市議 吉田 なな

食品ロスを削減するには

食品ロスとは

食品ロスは大きく分けて、事業系と家庭系があります。事業系では規格外品、返品、売れ残り、食べ残しなどです。家庭系では、食べ残しや、買ったのに使わずに捨ててしまうことなどがあります。

世界では十分な食べ物を得られず苦しんでいる人たちがいる一方で、日本は多くの食料品を輸入しています。にもかかわらず廃棄量も多いのです。それは国民一人当たり、おにぎり1個分を毎日捨てている量に相当します。

食品ロスの削減については、2015年に国連サミットで持続可能開発目標(SDGs)となり、2019年には日本でも法律が制定されました。

大和市の推計によると、2024年度1年間で約3千700トンの食品ロス分がゴミとして出されています。その処理には多額のゴミ処理費用が市税から支出されています。市民も事業者も市も食品ロス削減に向けての行動が求められます。

*この重さは米5キロ入り袋に換算すると740万袋

「もったいない」を 実践する取組み

「もったいない」を行動に移す取組みとして、消費期限の近い商品や訳あり商品を安く買いたい人と、販売したい人をつなぐ食品マッチングアプリを導入している自治体があります。

また、川崎市では家庭で余った未使用食品を回収し、フードバンクなどに提供するための回収ボックスを市の施設に設置しています。

フードロス削減



「こうした取組みを大和市中でも導入できないか12月議会でも一般質問しました。市民ひとりひとりがもったいないという意識を持つことが何よりも必要であり、食品マッチングアプリの導入やフードバンクに送るための回収ボックスを市の施設に設置することは、費用対効果や運用方法などの課題があるので、今後の検討課題としていくことの
答弁で
た。も
たいな
を実践
る取組
を積極
に行っ
いくよ
要望し
した。

学校給食の取組み

大和市の学校給食では、食品ロス削減のための工夫が行われています。残食を減らす献立づくりや欠席が多い時の対応など、現場では様々な努力が重ねられています。

しかし、学級閉鎖などの不測の事態により、やむを得ず未使用の食材が廃棄されてしまうケースがあります。川崎市では「給食食材レスキュー」として、未使用・未開封の給食食材を子ども食堂やフードバンクに提供する取り組みが行われています。大和市中でも同様の活用ができないか質問したところ、「衛生面や運搬方法などの課題はあるが、先進市の事例を参考にしながら実現に向けて検討していく」と前向きな答弁でした。規則では衛生面を考慮し、未使用のものでもその日に

使わなかった食材は廃棄する決まりになっています。しかし、課題を一つひとつ解決し、仕組みを変えていくことが必要です。

食品ロス削減の啓発

市民に協力をしてもらうには食品ロス削減の方法をより分かりやすく周知していくことが重要です。スーパーやコンビニで賞味期限の近い商品から取る「てまえどり」の推奨や、飲食店での食べ残しの持ち帰り促進など、身近な行動が大きな効果につながります。やまと市食の応援団や市内飲食店、地場野菜使用店などにポスターやチラシを掲示してもらうのもひとつの方法です。また、食品ロスの削減について市のホームページを充実させたり、広報紙で特集を組むなど、啓発の工夫が求められます。

食品ロスは、市民一人ひとりのちょっとした心がけで確実に減らすことができます。「もったいない」を合言葉に、市民・事業者・行政が力を合わせ、資源を大切に循環させるまちを目指して、今後取り組みを進めていくよう提案を続けます。



持ち帰りパックの一例

吉田 なのの
一般質問はホームページでもご覧いただけます。
こちらQRコードからお入りください。



子どものいのちを守るルールは条例で

大和市議 吉田 なな

4月から全国的に始まる予定の「子ども誰でも通園制度」は、保育園に通っていない生後6か月〜3歳未満の子どもが必要に応じて保育園などを一時的に利用できる制度です。市はこの制度を始めるためのルールを定める条例案を12月議会に提案しました。

しかしその内容は、制度の枠組みだけを条例に書き、子どもの安全や保育の質に深く関わる大切なルールを条例ではなく規則に任せるとなっています。

大和市では過去に保育の重大事故が起きており、現在も不適切保育を巡る問題について第三者調査が行われています。こうした状況だからこそ、衛生管理や安全対策、人員配置、虐待防止など子どもへの命と安全を守るためのルールは、市の責任として条例でしっかりと定めていくべきです。

条例は、市議会が審議・決定されますが、規則は議会で中身を詳しく確認したり、変更をチェックしたりすることができません。12月の委員会では、規則で定めた重要な基準について一切審議することができませんでした。この制度の対象は、自分で危険を訴えることの難しい低年齢の子とも達です。

子どもの安全は、行政と共に市民の代表である議会が関わることでできる条例で明確なルールを定めることが必要と考え、市の提案した条例案に反対しました。

